

歯科専門職の資質向上検討会

歯科医師ワーキンググループ報告書（たたき台）

はじめに

- 近年、多様化するライフスタイル、長寿命化、医療技術の進展により、国民の求める歯科医療サービスも高度化・多様化しており、歯科医師臨床研修制度においても、そういった歯科医師養成を取り巻く状況に対応できる歯科医師の資質向上を図ることが必要となってきた。
- 現在の歯科医師臨床研修制度は、平成12年の歯科医師法の一部改正により平成18年度から導入され、「歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない（厚生労働省令）」との基本理念の下、従来の努力義務から必修化する形で研修が開始された。
- 今回の制度見直し（平成28年度研修から適応見込み）については、前回の制度見直しにおいて、その施行後5年以内に見直しを行うこととなっていたこと等を踏まえ、臨床研修の実施状況や、より質の高い歯科医療を提供できる歯科医師を引き続き養成するため、歯科医師臨床研修制度及び関連する諸制度に関する見直しに向けた具体的な対応方針に関して、平成25年2月より「歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループ」（以下、「検討会」という。）において、関係者からのヒアリング、研修歯科医に対するアンケート調査等を参考に議論を重ねてきたところ。
- 現在まで6回の検討を行い、ここに本ワーキンググループの意見書を取りまとめて、検討会に報告する。

1. 臨床研修施設の在り方について

1) 研修プログラム（到達目標、必要な症例数、研修期間）

〈現状〉

- 「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成17年6月28日厚生労働省医政局長通知（以下、「施行通知」という。））において、「歯科医師臨床研修の到達目標」は、「歯科医師臨床研修の到達目標」（施行通知別添）を参考にして、臨床研修施設が当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容であることとされている。
- 「歯科医師臨床研修の到達目標」は、「基本習熟コース」（研修歯科医自らが確実に実践できること）、「基本習得コース」（頻度高く臨床において経験することが望ましいもの）より構成されている。
- 評価手法については、臨床研修施設によって指導歯科医による評価、ポートフォリオ、DEBUT や、コデンタルスタッフ等による評価など様々である。
- 臨床研修の研修期間については、現在、歯科医師法において、「1年以上」と規定されている。

〈課題〉

- 超高齢社会に対応した到達目標（歯科訪問診療、医科・歯科連携等）を、より充実したプログラムにすべきとの指摘もある。
- 異物誤嚥等の診療中に起きる事故に関する内容を行動目標に追加すべきとの指摘がある。
- 臨床研修修了者アンケートの結果によれば、症例の偏りや経験した症例数が極端に少ない事例もある。
- 必要最低限の症例数等について示すべきとの指摘がある一方、症例数だけでなく、症例の内容や研修の質についても議論すべきとの指摘もある。
- 臨床研修の修了判定について、各臨床研修施設の研修管理委員会で評価を行っているが、最低限の統一基準を作成すべきとの指摘もある。
- 臨床研修開始時における臨床経験の差や研修歯科医の能力の差等による到達目標の達成までの期間の差を考慮すべきとの指摘もある一方、卒前実習で習得すべき内容の臨床研修への持ち越しが懸念されることから、安易に研修期間を延ばすべきではないとの指摘も

ある。

〈見直しの方向〉

- 協力型臨床研修施設や研修協力施設等を活用し、到達目標に含まれる分野について、効果的に臨床研修が行われることが望ましい。
- 超高齢社会に対応するために、歯科訪問診療、全身管理等の知識、態度、技能を習得するための項目を、より充実させたプログラムを立案することが望ましい。
- 異物誤嚥等、診療中に起きうる事故についての行動目標をプログラムに追加することが望ましい。
- 研修管理委員会は、「基本習熟コース」の一般目標について、年間に実施する予定の症例数等を含めた研修内容等を研修プログラム毎に明記することとする。今後、データを蓄積し、次回以降の見直しに向け、検証を進める。
- 臨床研修修了の判定について、現状の判定基準を全施設に調査する。今後、データを蓄積し、検証を行った上で、次回の見直しの際に必要な対応を行う。

2) 臨床研修施設群の構成（施設の指定・取消）

〈現状〉

- 臨床研修施設の指定については、現在、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」（平成17年6月28日）において規定されている。
- 平成23年度歯科医師臨床研修制度見直しにより、新たな臨床研修施設として「連携型臨床研修施設」を追加したところ。
- 歯科医師法では、受入実績のない場合等の取り消しの規定がない。

〈課題〉

- 連携型臨床研修施設が制度として浸透しておらず、新規申請が少ない。
- 連携型臨床研修施設の指定申請手続き等を簡略化すべきとの指摘もある。
- 研修管理委員会が、臨床研修施設群を構成する協力型臨床研修施設における研修歯科医の受入状況や指導体制等についての管理体制が不十分であるとの指摘もある。

- 協力型臨床研修施設を群構成から削除することについて、管理型臨床研修施設側から削除する手続きが規定されていない。

〈見直しの方向〉

- 連携型臨床研修施設については、申請状況等を注視するとともに、その在り方について引き続き検討していく。
- 複数の管理型臨床研修施設群に属している（並行申請している）協力型臨床研修施設と各管理型臨床施設との、研修歯科医の受け入れ状況、研修の実施状況等について、調整する枠組みを設定する。
- 臨床研修プログラムの質の担保の観点から、複数年連続して研修歯科医を受け入れていない協力型臨床研修施設等について、研修管理委員長の意見や実地調査等の結果を総合的に勘案し、原則として指定取消を行う。
- 研修歯科医が経験する症例数が著しく少ない事例が散見されることから、臨床研修施設は受け入れるすべての研修歯科医が到達目標を達成できるように、患者の確保に努める。

2. 指導・管理体制

〈現状〉

- 施行通知において、指導歯科医になるためには、指導歯科医講習会の受講が必須であるが、複数回受講等の規定はない。
- 指導歯科医講習会の開催期間については、「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）において「原則として、実質的な講習時間の合計が16時間以上で開催されること。2泊3日以上が望ましいが、少なくとも2日間以上で開催されること。」とされている。
- プログラム責任者は指導歯科医、研修歯科医に対する指導等を行うために、必要な経験及び能力を有している必要があり、研修プログラム毎に配置されることになっている。
- プログラム責任者の要件としては、指導歯科医と同じく、7年以上の臨床研修を有すること、指導歯科医講習会を受講していること等となっている。

〈課題〉

- 現行の制度では指導歯科医講習会の複数回受講等の義務は設けていないが、継続して研さんを積むべきとの指摘もある。
- 現在、指導歯科医講習会は連続する2日間で開催されているが、単位制とする等、受講しやすい環境にすべきとの指摘もある。
- 指導歯科医は指導歯科医講習会の受講により、更新制にするべきとの指摘もある。
- 大学等で開催しているFD研修の受講経験等も考慮すべきとの指摘もある。
- プログラム責任者はプログラム責任者講習会の受講が必須ではないが、より充実したプログラム立案のために積極的に受講すべきとの指摘もある。

〈見直しの方向〉

- 指導歯科医の質を担保するため、指導歯科医講習会の開催指針を定期的に見直すとともに、指導歯科医講習会の繰り返し受講等についても検討する。
- 指導歯科医講習会への受講機会を確保するため、各地域において指導歯科医講習会を開催する枠組みを検討する。
- 指導歯科医講習会を受講しやすい環境を整備するため、単位制の導入等の指導歯科医講習会の実施方法等については、引き続き検討していく。
- プログラム責任者のプログラム責任者講習会の受講要件化を検討する。

3. その他

〈現状〉

- 歯科医師の地域偏在等
歯科医師臨床研修の募集定員の8割以上を歯科大学病院に依存していることから、歯科大学附属病院のある都道府県に研修歯科医が集中している。
- 歯科医師臨床研修制度の周知
厚生労働省ホームページにおいて制度等について周知するとともに、大学関係者・都道府県担当者等に対して機会をとらえ情報提供を行っている。
- 歯科医師臨床研修マッチングプログラムの運用
研修歯科医の募集定員が少数である病院歯科や歯科診療所では、歯科医師国家試験の結果によって募集定員に欠員が生じた場合には、特例措置として、研修歯科医の意思を優先することを前提として、異動を認めている。
- 歯科医師臨床研修歯科医の採用
採用試験については、各臨床研修施設において面接、筆記試験等を行っている。

〈課題〉

- 今後の日本の歯科医療を支えるべく、大学病院及び臨床研修指定施設において臨床研修歯科医が研修を実施していることを国民に周知することにより、診療に対する協力が得られやすいよう厚生労働省から働きかけるべきとの指摘もある。
- より優秀な臨床研修歯科医を採用し、国家試験による定員の空席を抑えるため、マッチングの面接において、すべての歯学部生を対象として実施しているCBT、OSCE等を採用試験の際に参考にしてはどうかとの指摘がある。
- 臨床研修が円滑に実施できるよう、マッチング面接時及び臨床研修開始時に診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳を参考にしてはどうかとの指摘がある。

〈見直しの方向〉

- 今後の歯科医師需給や地域偏在等を勘案し、研修歯科医が経験すべき患者数等による定員調整も含め、質の高い歯科医師を養成・確保できるよう引き続き検討していく。

- 臨床研修歯科医の採用面接時に、診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳、CBT 結果等を活用することを推奨する。

おわりに

- 日進月歩である歯科医療の状況を勘案しながら、引き続き、検討を行うべき課題が残されていることを踏まえ、今後も臨床研修に関する実施状況の検証を行い、必要な措置を講じていくことが重要である。
- 次回以降の見直しにおいて、研修歯科医 1 人が経験すべき必要な症例数及び症例内容、ならびに修業年限については、到達目標と一体的に見直すことが望まれる。
- 今後、本報告書をもとに、制度の一層の向上が図られることを期待したい。